

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
西部地域の取組方針
(案)

平成 30 年 2 月 日

西部地域豪雨災害減災協議会

(浜松市、湖西市、静岡地方气象台、国土交通省 浜松河川国道事務所、静岡県)

目次

1 .はじめに	1
2 .本協議会の構成委員	3
3 .西部地域の概要と主な課題	4
4 .現状の取組状況と課題.....	6
5 .減災のための目標	9
6 .概ね5年間で実施する取組	10
7 .フォローアップ	13

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。本答申において「施設では、防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、国土交通省は新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」を発表した。

直轄河川管理者は、全国の直轄河川を対象として、当ビジョンを実現させるため、直轄河川管理者、県、市町等関係機関が連携し、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する減災対策協議会を設立した。

このような中、平成 28 年 8 月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要との考えから、平成 28 年 10 月 7 日付国土交通省水管理・国土保全局長通知により、県・政令指定都市の管理河川についても、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組拡大の要請を受けた。

これらを踏まえ、西部地域において、二級河川都田川流域をはじめとする県管理河川等においても「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との共通認識のもと、河川管理者、市などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、意識改革と災害リスクに応じたハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するため、西部地域豪雨災害減災協議会（以下、「本協議会」という。）を設立した。

本協議会では、「水防災意識社会」を再構築することを目的に、減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災

対策として、平成 33 年度までに構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を「西部地域の取組方針」（以下、「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

今後、本協議会の構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第 5 条に基づき西部地域の一級河川（指定区間）及び二級河川を対象に作成したものである。

2. 本協議会の構成委員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下の通りである。

構成機関	構成員
浜松市	市長 土木部長
湖西市	市長
静岡地方気象台	台長
国土交通省	浜松河川国道事務所長
静岡県	危機管理部 理事（防災対策担当） 西部危機管理局長 交通基盤部 河川砂防局長 浜松土木事務所長

3. 西部地域の概要と主な課題

(1) 西部地域の概要

西部地域は、静岡県西部に位置し、浜松市、湖西市の計2市から成り、面積は1,645km²で本県の約21%、人口は約86万人で本県の約23%を占めている。地域内の一級河川（指定区間）は、県下でも有数の急流河川である天竜川の支川の1水系40河川、二級河川は、平野部にその流域を有する馬込川、芳川、都田川を含む3水系35河川、計4水系75河川、管理延長は約500kmである。

西部地域の地形は、長野県境の山間地から天竜川の氾濫原や浜名湖周辺の低平地を経て遠州灘までの起伏に富んでおり、約65km²の面積をもつ浜名湖をほぼ中心に、都田川、井伊谷川等の水源を成す北側の小起伏山地と、それに連なり愛知県との県境を成す西側の湖西台地が浜名湖を大きく包み込んでいる。また、地域の東側にあたる旧浜松市及び旧浜北市は、天竜川が形成した扇状地帯であり、隆起扇状地である三方原台地は、面積約91km²と県下の台地中もっとも広く平坦な地形となっている。また、北側では、ほぼ中央を天竜川が流れ地形は急峻で、地質は断層や破碎帯などが多く、複雑な地形を形成している。このため、地すべり・崖くずれ等が顕著でとくに異常気象時には災害が生じやすい地域である。

地域にある河川は、遠州灘の後背地、天竜川の氾濫原や浜名湖周辺の埋立地など、市街化された低地を抱える河川が多い。そのため、拡散型の氾濫形態となる市街地では、甚大な被害が懸念されるとともに、低平地では内水被害が発生しやすく、さらに浸水が長時間続く懸念がある。また、北遠地区や浜名湖北西岸地域および三方原台地周辺では、急峻な山地や台地を流れ下る急流もあり、河床低下や河岸侵食などが懸念されている。加えて、災害時には、孤立集落等への対応が必要になることが想定される。

(2) 過去の洪水による被害状況

○昭和49年7月洪水（七夕豪雨）

台風第8号と秋雨前線の影響により、天竜から三島を結ぶ東西線上を雨雲が通過し、平野部では144mm（浜松測候所）であったのに山間部において376mm以上、時間雨量90mm以上（都田連絡所簡易雨量計調べ）の豪雨となった。

このため、都田川は急激に増水し浜松市地域において橋梁が流出するなど甚大な被害が発生し、被災家屋約9,599棟、田畑冠水が約1,647haに及ぶ被害となった。

（浜松市史 新編史料編六 155-163頁，浜松市発行，平成22年3月）

○昭和 50 年 10 月洪水

日本海の低気圧と台風第 14 号崩れの南岸の低気圧及びこれらを結ぶ温暖前線の停滞と通過による大雨で、浜松で総雨量 336mm、最大時間雨量 81.5 mmを記録し、浸水家屋約 7,368 棟（床上浸水 1,101 棟、床下浸水 6,267 棟）に及ぶ被害となった。

（静岡県異常気象災害誌 326-327 頁，静岡県産業気象協会発行，昭和 55 年 5 月）

○平成 23 年 9 月洪水

台風第 15 号の影響により、総雨量は 352 mm、時間最大雨量 88mm（熊地域雨量観測所）の雨量を記録した。これにより、阿多古川の天竜区上野地区や両島地区で河道から溢れた氾濫水により、浸水家屋 40 戸（床上 23 戸、床下 17 戸）に及ぶ被害となった。

(3) 主な課題

西部地域の治水事業は、工事实施基本計画に基づいた河道改修が行われており、現在は、天竜川下流西遠ブロック（安間川）河川整備計画（平成 16 年 4 月策定）や都田川河川整備計画（平成 28 年 6 月策定）に基づいた河川整備を進めているが、河川の治水安全度は未だ十分ではなく、台風や集中豪雨に伴う出水により甚大な被害発生への恐れがある。

治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- 地域の山地部では、急流部が多く河岸侵食や洗掘への備えが必要となると共に、災害時における孤立集落等への対応が必要となることが想定される
- 扇状地・市街地部では、築堤部を抱え拡散型の氾濫形態の地区では市街地を中心に甚大な被害が懸念される
- 低平地部では、地形的な要因から内水氾濫が発生しやすく、海岸堤防や河川堤防に囲まれた地域では、河川の氾濫が発生した場合、排水に長期間を要する可能性がある
- 馬込川や安間川の氾濫原の区域は、天竜川下流の氾濫原と重複するため、国管理河川と連携した迅速な復旧活動が必要となる。
- 頻発する水害を念頭に、今後発生が想定される豪雨災害に対する住民の意識向上を図る必要がある

以上の課題を踏まえ、西部地域の大規模氾濫に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものである。

4. 現状の取組状況と課題

西部地域における減災対策について、現状の取組状況を確認し、課題の抽出を行った。現在実施している主な取組と課題は、以下のとおりである。

①河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状○と課題●
治水安全を高めるための取組	<ul style="list-style-type: none"> ○河川整備計画等に基づき、河道の流下能力が不足している区間の整備を進めている ○局所的な集中豪雨に伴う浸水常襲区域において、浸水被害の軽減をめざし、ハード・ソフト対策を組み合わせた「豪雨災害対策アクションプラン」を推進している ●近年、激化する気象状況（集中豪雨や台風の大型化など）からも、流域の治水安全度は十分ではない

②水防に関する事項

項目	現状○と課題●
水防活動の実施体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民や水防団等を対象に、水防工法の習得を目的とした水防訓練を実施している ○水防団員の確保に向けて、水防訓練や防災会議時に水防活動の必要性を周知するとともに、水防倉庫等にポスターを掲示している ●水防団・消防団員への水防工法の技術伝承を行うため、水防訓練等の継続的な取組が必要である ●防災意識向上に向けた継続的な取組を行うことで、災害に強い地域文化を形成する必要がある
水防資材等の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ○土のう袋や発電機等の水防用資器材を水防倉庫などに用意している ○自治会などで土のうステーションを設置する等、住民自らの浸水防止活動を促進している ●重要水防箇所や水防資材等の状況を、第一線で活動する水防団・消防団等に十分理解してもらう必要がある ●複数箇所や大規模な水防対応が必要となった場合に資器材の不足が懸念される

③水害リスクの共有に関する事項

項目	現状○と課題●
雨量や水位等の情報収集	<p>○管内の河川水位や雨量等の情報収集をするため、水位観測所 37 箇所^{※1}、雨量観測所 30 箇所^{※2}、河川監視カメラ 29 箇所^{※1}を設置している</p> <p>※1 国、県が所管する水防区の箇所数 ※2 気象庁、国、県が所管する水防区の箇所数</p> <p>○水防法の指定河川では、規定に基づき洪水予報や氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の到達情報を提供している</p> <p>●水位計や監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない</p>
関係機関での情報共有	<p>○出水期前に実際の洪水が発生した場合を想定し、関係機関の参加による、洪水に対する対応演習や情報伝達訓練を実施している</p> <p>●洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政が十分理解しておく必要がある</p> <p>●避難勧告の発令等に着目したタイムラインを整備する必要がある</p> <p>●大規模浸水時の排水に備えて、資機材の把握や訓練が必要である</p>
洪水浸水想定等の作成	<p>○県では、計画規模の降雨を対象とした浸水想定区域図を作成し、ホームページ等で公表している</p> <p>○直轄管理河川では、想定最大規模の洪水浸水想定区域図を作成し、公表している</p> <p>●想定最大規模の洪水浸水想定区域図、ハザードマップが未策定である</p> <p>●計画規模を超える大規模氾濫による被害者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合に住民避難が適切に行えないことが懸念される</p>

④避難計画等に関する事項

項目	現状○と課題●
避難勧告等の発令	<p>○避難勧告等の発令基準などを事前に定めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」が整備されている</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の河川では、河川水位の動向に応じて、静岡県と静岡地方気象台が共同で「洪水予報」を発表している ●避難勧告発令の判断やタイミングが難しいため、河川管理者等による首長の意思決定を後押しする支援が必要である
要配慮者の避難体制	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 29 年 6 月に水防法が改正されて、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成が義務化された ○施設管理者を対象に説明会を開催した ●要配慮者の避難に課題がある（市地域防災計画で位置づける対象施設の検討が途中段階）

⑤避難に資する情報伝達に関する事項

項目	現状○と課題●
住民等への情報伝達の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○各種ホームページやテレビ、防災行政無線や防災メール等、様々な手段による情報伝達に努めている ○河川水位や雨量等の情報は、静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」等により、リアルタイムで情報提供している ●インターネット等により防災情報を提供しているが、住民の認知度が低く、情報が住民に伝達されていない懸念がある ●大雨や暴風により防災行政無線が聞きとりにくい場合がある ●メール配信による情報提供も行っているが、一部の利用にとどまっている
想定される水害リスクの周知	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水想定区域図等をホームページ等で公表している ○洪水ハザードマップを作成し、全戸配布及びホームページ等で公表している ●提供されている情報の持つ意味が十分に理解されていない懸念がある ●洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、十分理解しておく必要がある ●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されないことが懸念される

5. 減災のための目標

本協議会で概ね5年間（平成33年度まで）に達成すべき減災目標は、以下のとおりである。

【5年間で達成すべき目標】

①逃げ遅れによる人的被害をなくすこと

水害リスク情報等を共有することにより、流域全体で防災意識の向上を図り、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること

②氾濫発生後の社会機能を早期に回復すること

水害による社会経済被害を軽減し、氾濫が発生した場合でも早期に社会経済活動を再開できる状態に回復すること

上記目標の達成に向け、以下の取組を実施する。

①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組

【取組の方針】

上記を踏まえた取組の方針は、以下のとおり。

①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

- ・要配慮者利用施設における確実な避難に向けた取組
- ・確実な避難勧告の発令に向けた取組
- ・水害リスク情報等の共有に向けた取組
- ・避難行動を促す取組

②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組

- ・地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組
- ・氾濫水を迅速に排水するための取組
- ・総合的な治水対策の推進
- ・河川における機能の確保
- ・施設能力を上回る洪水への対応

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

■要配慮者利用施設における確実な避難に向けた取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
施設管理者への理解促進 管理者等を対象とした説明会等の開催	継続実施	気象台、国、県
避難確保計画の作成促進 対象施設を検討し、地域防災計画の見直し 避難確保計画の作成及び訓練実施の支援	平成30年度 平成33年度	各市、県 各市、県

■確実な避難勧告の発令に向けた取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
河川管理者等から首長への情報提供 ホットラインの構築 ホットラインの連絡体制を確認	平成29年度 継続実施	各市、気象台、国、県 各市、気象台、国、県
避難勧告発令等の判断、伝達マニュアルの 検証	継続実施	浜松市、県

■水害リスク情報等の共有に向けた取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
避難勧告の発令に着目したタイムラインの 作成 洪水予報河川及び水位周知河川（7河川）	平成29年度	浜松市、県
タイムラインの確認及び見直し	継続実施	浜松市、気象台、国、県
水害危険性の周知促進 新たな水位周知河川の検討（4河川）	平成30年度～	県

危機管理型水位計設置検討や河川監視カメラの整備 河川監視カメラの設置（13箇所） 危機管理型水位計の設置検討（15河川）	継続実施 平成30年度～	県 浜松市、県
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成 馬込川、芳川、都田川 安間川、井伊谷川、釣橋川、阿多古川	平成29年度 平成30年度	県 県
水害ハザードマップの改良	平成30年度	浜松市、県
広域避難体制の検討	随時実施	浜松市、県
県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	平成29年度～	県

■避難行動を促す取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
雨量や水位等に係るリアルタイム情報の普及促進	継続実施	各市、気象台、国、県
防災教育に向けた指導計画の促進	平成30年度	各市、気象台、国、県
住民向けの防災情報発信の充実	継続実施	各市、気象台、国、県
浸水実績等の周知 洪水予報河川及び水位情報周知河川等	継続実施	各市、県

②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組

■地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携 重要水防箇所や水防資材等の合同点検 水防団員募集などの広報活動 実践的な水防演習や水防訓練の実施 効率的な協力体制づくりに向けた検討	出水期前 継続実施 継続実施 継続実施	各市、国、県 各市、国、県 各市、気象台、国、県 各市、国、県
地域での水防活動を支援する資材等の整備	継続実施	各市

■ 氾濫水を迅速に排水するための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
災害対策用機械を活用した排水訓練の実施	継続実施	各市、国、県
地域が有するポンプ等の情報整理と共有	平成 30 年度～	各市、国、県

■ 総合的な治水対策の推進

主な取組項目	目標時期	取組機関
河川整備計画等に基づく治水対策の着実な推進 安間川、都田川、井伊谷川、神宮寺川、新川、東神田川、九領川、堀留川等	継続実施	浜松市、県
豪雨災害アクションプランの取組推進 浜松市南部（馬込川下流）	継続実施	浜松市、県
浸水被害軽減地区の検討	平成 30 年度～	浜松市、国、県

■ 河川における機能確保

主な取組項目	目標時期	取組機関
河川管理の高度化の検討	平成 30 年度～	国、県
河川内の堆積土砂撤去や透過型砂防堰堤等の整備 河床掘削・堤防整備等を実施（対象 3 河川）	継続実施	県
透過型砂防堰堤等の整備（対象 1 溪流）	継続実施	県

■ 施設能力を上回る洪水への対応

主な取組項目	目標時期	取組機関
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫 堤防天端の舗装（馬込川等）	継続実施	県

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則として、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

減災目標の達成に向け概ね5年間で実施する取組(案)

○:実施予定 ●:実施済み (以下同様)

具体的な取組の柱		主な内容	目標時期	取組機関				
取組の中項目	具体的な取組			静岡県	浜松市	湖西市	気象台	国交省
水害リスク情報の共有による確実な避難の確保								
■要配慮者利用施設における確実な避難に向けた取組								
	施設管理者等への理解促進	要配慮者利用施設の管理者や行政関係者等を対象とした説明会の開催	継続実施	●			●	●
7	避難確保計画の作成促進	洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設として位置付ける施設を検討し、地域防災計画を見直す	平成30年度	○	○	○		
		避難確保計画の作成及び訓練実施の支援	平成33年度	○	○	○		
■確実な避難勧告の発令に向けた取組								
2	河川管理者等からの情報提供	河川管理者等と首長は、平成29年度出水期までにホットラインを構築	平成29年度	●	●	●	●	●
		毎年、洪水対応演習等で伝達訓練を実施し、ホットラインの連絡体制を確認	継続実施	●	●	●	●	●
	避難勧告等発令の判断、伝達マニュアルの検証	想定最大規模の浸水想定区域や既往災害の教訓(国による通知等)を踏まえ、避難判断マニュアルの見直しを検討 県は、必要に応じ、情報提供等の市町支援を実施	継続実施	○	○	-		
■水害リスク情報等の共有に向けた取組								
3	避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	洪水予報河川(都田川)及び水位情報周知河川(伊谷川、釣橋川、阿多古川、安間川、馬込川、芳川)におけるタイムラインの作成	平成29年度	●	●			
3	タイムラインの確認及び見直し	洪水対応訓練等においてタイムラインを確認するとともに、訓練時の課題等を踏まえタイムラインの見直しを実施	継続実施	○	○		○	○
4	水害危険性の周知促進	水位周知河川の拡大に向け、新たな水位周知河川の指定に向けた検討を行う (対象河川:気田川、二俣川、水窪川、西川)	平成30年度～		○			
12	危機管理型水位計設置検討や河川監視カメラの整備	水害危険性の周知を行う河川で危機管理型水位計を設置検討及び河川監視カメラの整備を推進(危機管理型カメラ設置:県管理11河川・政令市管理4河川、河川監視カメラ設置:13箇所)	継続実施	●	●			
8	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成	洪水予報河川及び水位情報河川の想定最大規模の浸水想定区域の見直し (馬込川・芳川:平成29年7月策定、都田川:平成29年12月策定、安間川、井伊谷川、釣橋川、阿多古川:平成30年度)	平成30年度	○				
9	水害ハザードマップの改良	想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が作成された場合は、市町において速やかに当該浸水想定に基づくハザードマップを作成・周知 県は、必要に応じ資料提供等の市町支援を実施	平成30年度	○	○			
6	広域避難体制の検討	水害リスク情報を踏まえた避難場所及び避難経路の見直し等を検討 県は、必要に応じ資料提供等の市町支援を実施	継続実施	●	●			
	県から市町への情報収集委員(リエゾン)の派遣の検討	県と市の情報共有の在り方に関する現状、課題を整理し、リエゾン派遣の有効性や実行性を検討	平成29年度～	○				
■避難行動を促す取組								
5	雨量や水位等に係るリアルタイム情報提供等の普及促進	雨量・水位に係るリアルタイム情報の提供(ホームページ、メール、ラジオ等)	継続実施	●	●	●	●	●
11	防災教育に向けた指導計画の促進	国が教育関係者等と連携して作成する指導計画を、協議会関係市の学校に共有	平成30年度末	○	○	○	○	○
	住民向けの防災情報発信の充実	出前講座や講師派遣等により、防災情報に関する発信の充実等 (県:防災リーダー・出前講座、市:総合防災講座・出前講座等、気:資料提供、国:防災テキストの作成)	継続実施	●	●	●	●	●
10	浸水実績等の周知	過去の浸水実績等の周知 (水防法指定河川等:都田川・井伊谷川・馬込川・芳川・安間川・阿多古川・釣橋川等)	継続実施	●	●	○		
洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組								
■地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組								
15	水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	重要水防箇所や水防資材等について、河川管理者と水防活動に関係者が協働して点検を実施	毎年出水期前	●	●	●		●
16		水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報活動	継続実施	●	●	●		●
17		水防演習や水防訓練において、多様な機関が参加し、より実践的な訓練になるよう内容を検討、調整をして実施	継続実施	●	●	●	●	●
18		広域的で効率的な水防活動が実施できるよう、関係者の協力内容等について検討・調整	継続実施	●	●	●		●
14	地域での水防活動を支援する資材等の整備	土のうステーション等、地域の自主防災力を向上させるための資材等の整備	継続実施		●	●		
■氾濫水を迅速に排水するための取組								
	災害対策用機械を活用した排水訓練の実施	国が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練への参加(県・市) 災害対策用機械操作講習会の開催(国)	継続実施	●	●	●		●
21	地域が有するポンプ等(消防や建設会社)の情報整理と共有	地域が有するポンプ等(消防や建設会社)の活用に向けた情報の整理と共有	平成30年度～	○	○	○		○
■総合的な治水対策の推進								
23	河川整備計画等に基づく治水対策の着実な推進	河川整備計画等に基づく治水対策の着実な推進 (安間川、都田川、井伊谷川、神宮寺川、新川、東神田川、九領川、堀留川等)	継続実施	●	●			
23	豪雨災害アクションプランの取組推進	豪雨災害アクションプランで位置づけられたハード及びソフト対策の推進 (浜松市南部(馬込川下流域))	継続実施	●	●			
22	浸水被害軽減地区の検討	市は、他県の事例などを参考に、浸水被害軽減地区の活用に向けた課題整理等を検討 県は、浸水想定被害軽減地区について、他県事例等の事例収集を行い、市に情報提供する。	平成30年度～	○	○			○
■河川における機能の確保								
27	河川管理の高度化の検討	国が行っている「河川管理及び災害対応の高度化に向けた革新的河川管理プロジェクト」で開発中のドローン等について、情報収集を図り、県管理河川での適用を検討する	平成30年度～	○				●
	河川内の堆積土砂撤去や透過型砂防堰等の整備 (中小河川緊急治水対策プロジェクト)	・治水上の支障がある箇所について、優先度に応じて河床掘削・堤防整備等を実施(安間川、馬込川、堀留川) ・透過型砂防堰等の整備(西の平沢)	継続実施	●				
■施設能力を上回る洪水への対応								
13 24	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(堤防天端の舗装)	継続実施	●				